

国立大学法人愛媛大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員^{（注）}の期末特別手当の額は、国立大学法人愛媛大学役員給与規程により、国立大学法人愛媛大学経営協議会の議を経て、学長が、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成18年4月1日より俸給月額を1,065,000円から994,000円に改定したが、改定日の前日から引き続き任期を有するため、当該任期中に限り現給保障の経過措置を行った。
平成18年6月の期末特別手当の支給割合を1.6月分から1.625月分に改定

理事

平成18年4月1日より俸給月額を840,000円から784,000円に改定したが、改定日の前日から引き続き任期を有するため、当該任期中に限り現給保障の経過措置を行った。
平成18年6月の期末特別手当の支給割合を1.6月分から1.625月分に改定

理事(非常勤)

平成18年4月1日より非常勤役員手当を79,800円から76,000円に改定したが、常勤理事との均衡上当該任期中に限り現給保障の経過措置を行った。

監事

平成18年4月1日より俸給月額を780,000円から728,000円に改定したが、改定日に任期があるため、当該任期中に限り現給保障の経過措置を行った。
平成18年6月の期末特別手当の支給割合を1.6月分から1.625月分に改定

監事(非常勤)

平成18年4月1日より非常勤役員手当を79,800円から76,000円に改定したが、常勤監事との均衡上当該任期中に限り現給保障の経過措置を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,986	千円 12,780	千円 5,135	千円 71 (通勤手当)		
理事 (4人)	千円 57,533	千円 40,320	千円 16,199	千円 258 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 957	千円 957	千円 ()	千円 ()		
監事 (1人)	千円 13,121	千円 9,360	千円 3,761	千円 ()		3月31日1名
監事 (非常勤) (1人)	千円 957	千円 957	千円 ()	千円 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	3,276	3	0	平成19年 3月31日	1.0	本法人の監査体制の構築等の業績を勘案して、経営協議会の議を経て退職手当の業績評価率を1.0とし、退職手当を増減することなく支給した。

注: 監事の「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規程に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

中期計画に基づき、引き続き教員の教育研究組織の見直しを行っており、柔軟かつ機動的な組織の編成及び再編に取り組んでいる。また、他の職員についても、事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進により、組織の効率化及び合理化を図りながら、人件費の適正な管理に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:俸給 (昇給)	1月1日前1年間における勤務成績に応じて、昇給区分に基づく号俸数を昇給させることがある。
給与:俸給 (昇格)	勤務成績が特に良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることがある。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

4月1日に全職員の俸給月額を新俸給表に切り替えるとともに、給与水準を全体として平均4.8%(最大7%)引き下げた。なお、切替後の俸給月額が、切替前の俸給月額に達しない場合は、切替前の俸給月額を保障することとした。

一般職員 俸給表の1級・2級及び4級・5級並びに一般職員 俸給表の3級・4級を統合するとともに、きめ細かい勤務実績の反映を行うため、俸給表の号俸を4分割した。

指定職員俸給表を適用者がいないため、廃止した。

最高号俸を超える俸給月額に決定できる枠外昇給制度を廃止、また、最高号俸を超える者の在職実態を踏まえ、号俸を増設した。

俸給の調整額についても、俸給表の水準引き下げに合わせて引き下げた。

調整手当に替えて、地域手当を新設した。

指定職員俸給表の廃止に伴い、期末特別手当を廃止した。

特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階設けることにより、勤務実績を適切に反映させるとともに、年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一した。

勤勉手当に勤務実績を反映し得るよう、各支給期の支給割合を0.725月分から0.71月分とし、その差を査定原資の増額にあて優秀以上の成績区分の人員分布の拡大を図った。

入試業務手当の新設:基本手当額1,250円を1ポイントとし、入試業務に応じたポイント数を乗じて得た額とした。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1,577	45.4	7,122	5,132	58	1,990
事務・技術	408	46.4	5,849	4,250	69	1,599
教育職種 (大学教員)	739	48.6	8,802	6,293	56	2,509
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	264	35.6	4,758	3,475	45	1,283
技能・労務職種	11	52	5,278	3,840	40	1,438
教育職種 (附属高校教員)	54	44.6	7,366	5,403	58	1,963
教育職種 (附属義務教育学校教員)	39	40.9	6,765	4,963	46	1,802
医療職種 (病院医療技術職員)	60	44.5	5,891	4,272	66	1,619
その他医療職種 (看護師)	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
常勤職員 (その他)	1					
再任用職員	2					
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	64	37.5	3,420	2,874	36	546
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	48.5	3,008	2,245	66	763
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	37.7	4,303	3,172	31	1,131
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	28.5	3,445	3,445	0	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	25.3	3,087	2,318	86	769

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「技能・労務職員」とは、自動車運転手、調理師、医療機器操作員等を示す。

注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

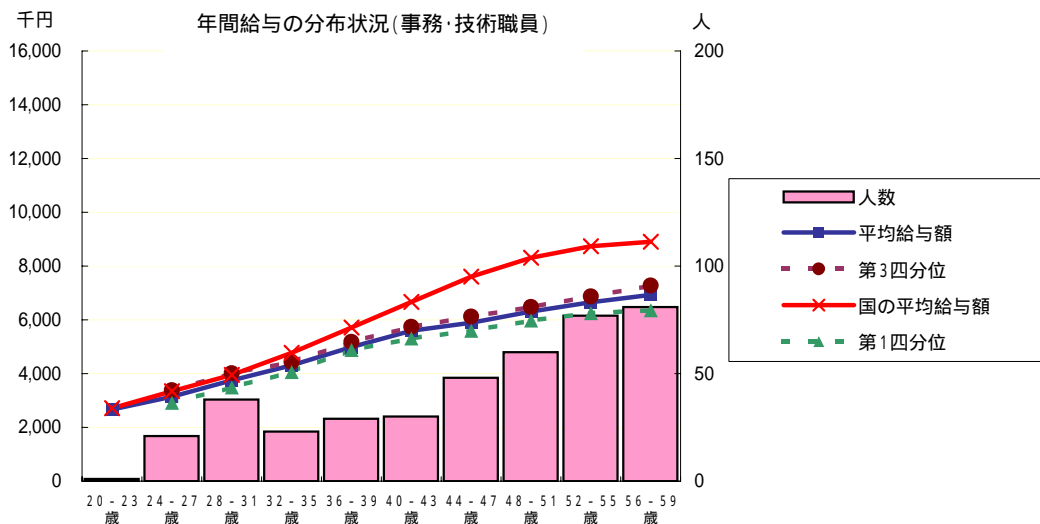
注5:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注6:任期付職員の「常勤職員(その他)」とは、法科大学院の教員を示すが該当者が1名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注7:再任用職員の「事務・技術」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注8:非常勤職員の「医療職種(病院医師)」とは、医員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



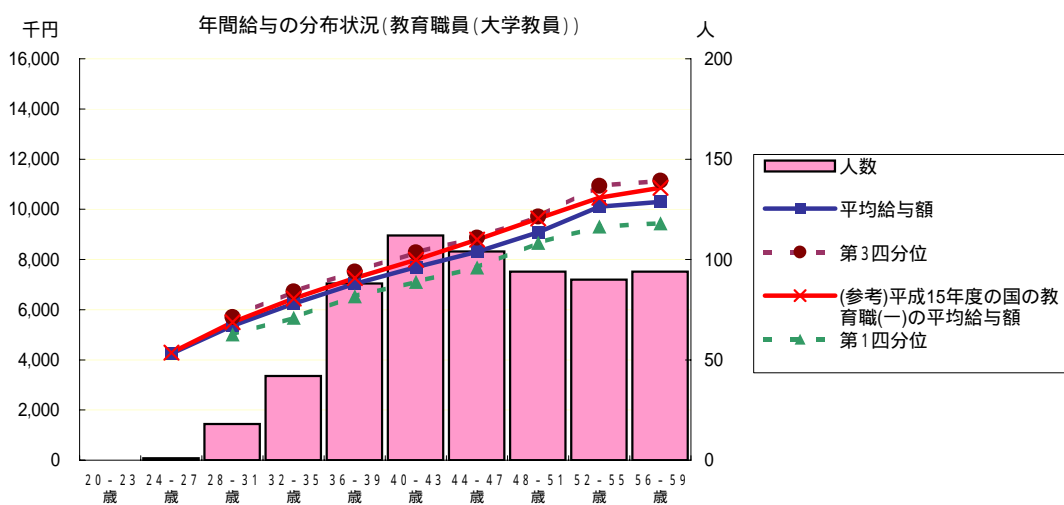
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・課長	33	55.5	7,435	7,814	8,115
・係長	160	50.7	5,965	6,238	6,480
・主任	91	45.5	5,159	5,471	5,818
・係員	84	30.8	3,243	3,784	4,124

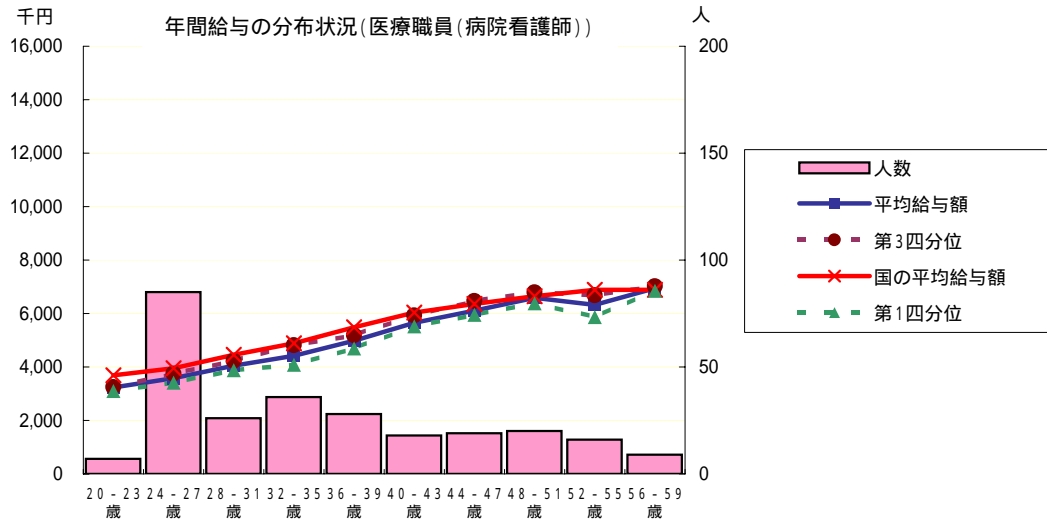
注: 「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。



注: 年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	293	55.9	9,851	10,491	11,070
・准教授	244	45.8	7,761	8,282	8,895
・講師	49	43.5	6,572	7,641	8,591
・助教	146	40.3	6,092	6,530	7,094



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護師長	26	50.1	6,434	6,665	6,980
・副看護師長	45	44.0	5,519	5,894	6,385
・看護師	189	31.3	3,491	4,116	4,558

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長 部長
人員 (割合)	408	28 (6.9%)	60 (14.7%)	241 (59.1%)	41 (10.0%)	27 (6.6%)	6 (1.5%)
年齢(最高 ~最低)		29 23	50 27	59 33	59 51	59 43	56 48
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,611 1,940	4,374 2,471	5,023 3,093	5,636 4,463	6,323 4,822	6,638 5,761
年間給与 額(最高 ~最低)		3,565 2,662	5,879 3,398	6,927 4,244	7,790 6,248	8,498 6,819	9,022 7,929

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	副学長	副学長	副学長
人員 (割合)	-	5 (1.2%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)		59 56	い	い	い
所定内給 与年額(最高 ~最低)		7,215 6,465	い	い	い
年間給与 額(最高 ~最低)		10,018 8,859	い	い	い

注:「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手 助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	739	3 (0.4%)	150 (20.3%)	49 (6.6%)	244 (33.0%)	293 (39.6%)
年齢(最高 ~最低)		46 41	62 27	63 30	63 31	64 40
所定内給 与年額(最高 ~最低)		3,960 3,792	5,665 3,140	6,782 3,754	7,607 4,439	10,079 5,236
年間給与 額(最高 ~最低)		5,492 5,189	7,585 4,250	9,174 5,293	10,197 6,165	13,940 7,405

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長
人員 (割合)	264	該当者なし ()%	189 (71.6%)	45 (17.0%)	28 (10.6%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)		歳	54 22	58 33	57 39	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円	4,840 2,254	5,290 3,208	5,290 4,118	千円	千円
年間給与 額(最高 ~最低)		千円	6,586 3,079	7,280 4,373	7,406 5,735	千円	千円

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	-	該当者なし ()%
年齢(最高 ~最低)		歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円
年間給与 額(最高 ~最低)		千円

注:5級及び6級における該当者が各1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.4	62.2	59.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.6	37.8	40.2
	最高～最低	47.1～33.1	39.4～33.1	42.8～33.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.5	68.9	67.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.5	31.1	32.7
	最高～最低	39.4～30.6	36.3～28.2	37.0～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.2	60.9	61.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.8	39.1	38.9
	最高～最低	45.7～33.3	44.2～30.4	44.9～33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.3	68.6	67.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.7	31.4	33.0
	最高～最低	42.8～31.3	37.4～28.5	40.0～29.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当)(平均)			
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.8	68.2	66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.2	31.8	33.4
	最高～最低	39.4～31.0	36.3～27.8	35.1～29.6

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
对他の国立大学法人等

79.8
93.3

(教育職員(大学教員))

对他の国立大学法人等

95.0

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))
对他の国立大学法人等

92.7
95.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

・教育職員(大学教員)の对国家公務員(平成15年度の教育職(一))比較

95.6

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,649,194	千円 13,928,294	千円 (%) 279,100 (2.0)	千円 (%) 371,706 (2.7)
退職手当支給額 (B)	千円 1,530,284	千円 1,372,880	千円 (%) 157,404 (11.5)	千円 (%) 28,334 (1.8)
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,855,859	千円 1,834,209	千円 (%) 21,650 (1.2)	千円 (%) 128,707 (7.5)
福利厚生費 (D)	千円 1,920,101	千円 1,935,055	千円 (%) 14,954 (0.8)	千円 (%) 4,979 (0.3)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 18,955,438	千円 19,070,438	千円 (%) 115,000 (0.6)	千円 (%) 266,354 (1.4)

注:「非常勤役員等給与」の金額は、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比を示し、その増減要員の説明

給与、報酬等支給総額 …… 対前年度比 2.0%

説明: 運営費交付金の削減に対し、定年退職教員の1年間の不補充の継続及び教職員の人件費削減計画の実施により、279,100千円の減となった。

最広義人件費 …… 対前年度比 0.6%

説明: 自己都合により中・長期勤務者が多数退職したため退職手当は、157,404千円の増、外部資金などの経費による契約職員・派遣職員が増加したことにより、非常勤役員等給与は21,650千円の増となったが、給与、報酬等支給総額279,100千円の減、及びこれに伴う福利厚生費の14,954千円の減により、最広義人件費は、対前年度比で115,000千円の減額となった。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況

主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

・国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
・具体的方策として、教職員の定員削減計画に基づき、概ね年1%の人件費の削減を図る。

上記 及び の進ちょく状況

・中期計画において設定した削減目標(平成21年度までに概ね4%の人件費の減)に沿った方策として、上記に示したように概ね年1%の人件費の削減を図るよう努力している。

・基準年度の「給与、報酬等支給総額」13,928,294千円に比して、当年度の「給与、報酬等支給総額」は13,649,194千円であり、当年度までの人件費削減率は2.0%と推移している。

3. そのほか、総人件費について説明すべき事項

・当年度の「給与、報酬等支給総額」…………… 13,649,194千円
・平成17年度の「人件費予算相当額」…………… 14,350,545千円
・人件費の削減率(対人件費予算相当額)…………… 4.9%

法人が必要と認める事項

特になし